

税

町・県民税の申告と所得税の確定申告

事前予約が必要です

予約受付 2月4日(金)10:00から



申告期間および申告会場

時 2月16日(水)～3月15日(火) (土日祝日を除く)

8:30～12:00、13:00～17:00

所 熊野町役場 1階エントランスホール

※町公民館、出張所では行いません。

申告会場には税務署の職員は不在です。そのため、国税に関する特殊な事例についての質問、相談はお受けできません。

予約方法

【予約の受付時間】

2月4日(金)10:00～3月15日(火)16:00

電話予約	インターネット予約
<p>【予約専用コールセンター】</p> <p><b>820-5655</b></p> <p>受付時間 9:00～16:00 (平日のみ)</p> <p>※予約は、予約専用コールセンターのみで行っています。 役場に電話しても予約できません。 ※予約専用コールセンターは、申告相談はできません。</p>	<p>熊野町 申告予約 検索</p> <p><a href="https://tax-consul.jp/hiroshima/kumano-town/">https://tax-consul.jp/hiroshima/kumano-town/</a></p> <p>受付期間中は、毎日24時間対応</p> <p>※予約完了後に「予約完了メール」が届きます。メールが届かない場合は、予約が完了していませんのでご注意ください。</p>

申告に必要なもの

- 所得（収入）の分かるもの（源泉徴収票など）
- 社会保険料、生命保険、地震保険などの控除証明書など
- 本人名義の通帳（確定申告で還付がある場合）など
- 個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）  
※代理人が申告する場合は、代理人の本人確認書類も必要となります。
- 前年分の申告書の控え（ある人）

確定申告の問い合わせ窓口

確定申告書の相談・申告書の送付依頼・作成方法など

☎823-2131(平日8:30～17:00)

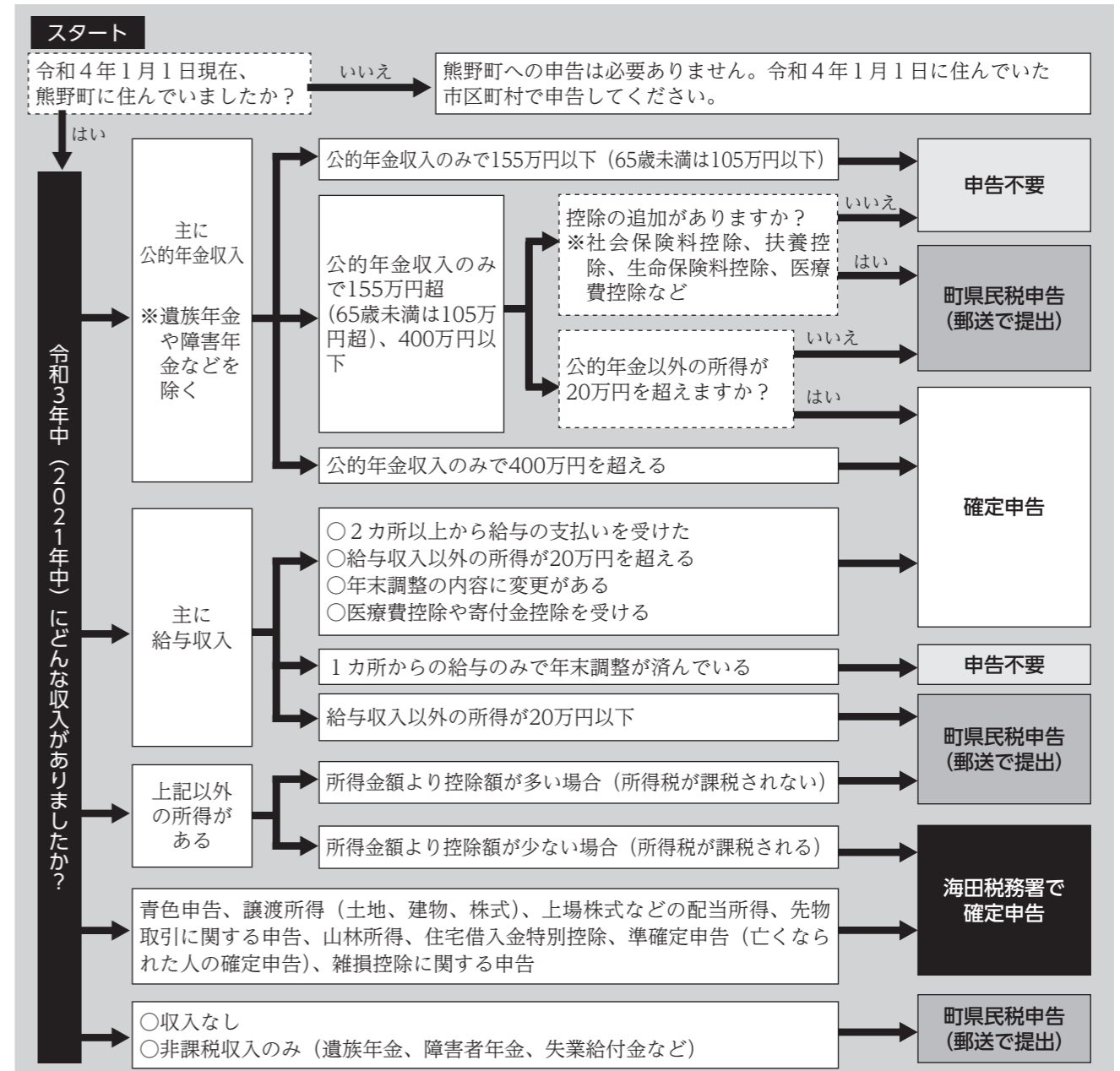
※音声ガイダンスに従い「0」を選択

収支内訳書や医療費控除の明細書は、自宅で作成してください

未完成の場合は受付できません（役場の申告会場での相談、代行作成は不可）

1. 営業等、農業、不動産の所得は、「収支内訳書」を作成し持参してください。  
※完成していないものは受付できません。（難しい人は、税務署、税理士にご相談ください。）
2. 医療費控除を受ける人は、「医療費控除の明細書」を作成し持参してください。  
※医療費通知（支払った医療費額の記載があるもの）を添付すると明細書の記入を一部省略できます。

申告フローチャートであなたに必要な申告を確認してみましょう



「町県民税」または「申告不要」に該当する場合でも、所得税の還付を受けるときには確定申告が必要です。

町県民税の申告を簡素化しました ～町県民税の申告は郵送でお願いします～

『必要事項（氏名など）を記載した申告書』と、『控除証明書などの添付書類』を税務住民課に郵送してください。添付書類をもとに職員が所得金額や控除額を計算します。

- ▷申告書取得場所
  - 熊野町ホームページ
  - 税務住民課窓口
  - 各出張所
- ▷提出先
  - 〒731-4292 熊野町中溝一丁目1番1号
  - 熊野町役場 税務住民課 (☎820-5603)



海田税務署からのお知らせ

海田税務署では、例年より早い1月24日(月)から申告相談を受け付けています。

また、確定申告会場の混雑緩和のため会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、会場で当日配布（枚数制限有）。国税庁LINE公式アカウントから事前発行もできます。

友だち追加はこちらから！

